

医療提供体制の確保に関する指定都市市長会提言

人口構造の変化等に伴い、地域の医療を取り巻く状況が厳しさを増す中で、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築の推進が求められ、さらには、平成30年度には、安定的な財政運営や効率的な事業運営のために、国民健康保険の運営が都道府県単位化されたが、こうした状況下における医療提供体制については、病床の機能分化や医療機関等の連携強化等により、より質が高く効率的なものとしていくことが喫緊の課題である。

こうした課題の解決に当たっては、住民の理解を得ながら、大都市に集積する傾向にある医療資源を適切に活用することが重要であり、その推進のために、都道府県が定めることとなっている地域医療構想を含む医療計画について、地域の実情を把握し、医療政策の実績も有している指定都市が直接的に関わる必要がある不可欠である。

しかしながら、医療法等の法令上、指定都市については、その果たすべき役割が明確にされておらず、有効な医療政策を主体的に展開する権限も付与されているとは言い難い。「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現を目指す指定都市が、地域の実情に応じて必要な権限を行使し、より主体的に医療政策を展開できるようにするため、次のような法制上及び財政上の措置を講ずるよう提言する。

- 1 都道府県及び指定都市のそれぞれが医療提供体制の確保に関して果たすべき役割を明確化し、指定都市については、地域の実情に応じて、二次医療圏等の住民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等に努めなければならない旨を定めること。
- 2 都道府県は、医療計画を定めようとするときは、その区域内の市町村に協議しなければならないこととする。
- 3 希望する指定都市は、地域の実情に応じて、法定の医療計画を定めることができることとする。その場合には、当該指定都市を包括する道府県に協議しなければならないこととしつつ、病院の開設許可等に際して当該道府県の同意を求めることを不要とすること。また、当該指定都市に対し、必要な権限（医療審議会や地域医療構想調整会議の設置、医療機関に対する勧告・命令等）を付与すること。
- 4 地域医療介護総合確保基金については、指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。なお、希望する指定都市については、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようにすること。

令和元年11月18日
指定都市市長会